津市役所 法務室 様

「津市会計規則 27条4項の改正」と「27条5項の適用範囲拡大の指示」を



津市役所各部署では津市会計規則 27 条 4 項を形式的に適用し 「請求書には署名では足らず認印の押印が必要」と処理しています。

最近の事案2件とその対策を提言します。

【1】当方が警備業務行っている 支所の取り扱い

○取り扱い

次の書類には契約印の押印が必要。署名だけでは不可。

- a.「こういう名前の警備員を配置します」という「業務担当者届」。
- b.毎月の委託業務実績報告書
- c.毎月の請求書

○ 支所総務課が示した「aとbの根拠」

当方が市町村入札事務を行う機関に提出した「使用印鑑届」の記載。

「<u>上記の印鑑を</u>入札,見積,契約の締結,代金の請求及び受領,<u>その他契約に関して使用</u> します。」

「託業務実績報告書と業務担当者届けは契約に関するものだから契約印が必要」というも の。

しかし、使用印鑑届は「契約印押印の義務が発生したときにこの契約印を使う」というもので、「契約印押印の義務が発生したこと」の根拠とはなりません。

そして、津市会計規則に「これらの書類に対して契約印を押印しなければならない根拠」 がないのなら「民事訴訟法 228 条の推定」により「署名だけでよい」ことになります。

○ 支所総務課が示した「cの根拠」

津市会計規則

•27条4項

「請求書は次の要件を備えていなければならない。」

•27条4項2号

「債権者の住所,氏名,及び押印」

•28条1項1号

「<u>請求書に用いる請求印は</u>、契約書がある場合にあっては、 当該契約書等に用いた印鑑と同一のものでなければならない」。

「これらの条文から請求書には契約印が必要」というもの。

しかし、27条5項によれば

「前項2号及び4号の規定にかかわらず、

<u>正当な債権者から提出された請求書であると収支命令者が特に認める場合は</u> 当該請求書への債権者の押印等を省略することができる。」

そして、

- ・請求書には当方の署名がある。
- ・代表者である当方の顔はよく知られており、その当方が請求書を持っていく。

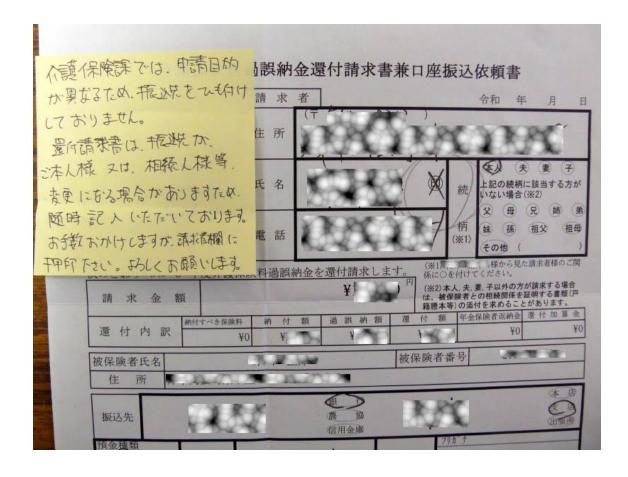
これだけでは「正当な債権者からの請求書」だと認められないのでしょうか?

この点を説明し、 支所総務では「請求書は署名だけでよい」ことになりました。 もちろん、委託業務実績報告書や業務担当者届も「署名だけでよい」ことになりました。

そのためこの問題は会計規則27条5項の適用によって「解決済み」となっています。

【2】介護保険課の取り扱い

介護保険課から介護保険料過誤納金還付請求書が送られてきました。 これに署名をして送付したら「押印がない」という理由で返送されてきました。



「なぜ署名では不足で認印の押印が必要なのか」を尋ねたら持ち出してきたのが

津市会計規則 27 条 4 項

「請求書は次の要件を備えていなければならない。」 「<u>債権者の</u>住所,氏名,及び押印」

- 4 第1項第3号に規定する請求書は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 請求金額並びにその内容及び算出の基礎
 - (2) 債権者の住所、氏名(資金の前渡しを受ける者にあっては、その所属、職名及び氏名)及び押印
 - (3) 請求年月日
 - (4) 2枚以上にわたるものは、債権者の割印
- 5 前項第2号及び第4号の規定にかかわらず、正当な債権者から提出された請求書であると収支 命令者が特に認める場合は、当該請求書への債権者の押印等を省略することができる。ただし、 第29条第1項の規定による代理人による支払の請求については、この限りでない。

ここでも27条5項は全く考慮されていません。

今回の請求状況は

- ・過誤納金還付通知書の宛名欄には私の氏名が印字されている。
- ・被保険者氏名欄にも私の氏名が印字されている。
- ・続柄欄の本人に○をした。
- ・振込先の口座名義人欄に私の氏名を書いた。
- ・請求者欄に私の署名。
- ・「押印は略した」という意味で「啣に×」。

これだけ揃えば「正当な請求者から提出された請求書」と認められるはずです。

「今回の状況において、なぜ 27 条 5 項を適用しなかったか」については介護保険課収支命令者に問い合わせをしています。

【3】津市会計規則 27条4項の改正が必要

津市会計規則27条4項は次のように改正されるべきでしょう。

•27条4項

「請求書は次の要件を備えていなければならない」は改正不要

•27条4項2号

「債権者の住所、氏名、及び押印」は「債権者の住所、氏名、及び署名または押印」と改正。

こうすれば

私文書の真正性の推定力につき「署名と押印」を同じに扱っている民事訴訟法 228 条と矛盾せず、国の「2020 年地方公共団体における押印見直しマニュアル」の方向にも合致することになります。

※押印見直しマニュアル9頁「見直し件数」

国が押印を求めている行政手続きは全部で14992件。

今回の見直しで押印廃止 or 廃止の方向で検討は 14909 手続き (99.4%)

認印については「印鑑証明の必要なもの,登記印・登録印」の場合の 83 手続き以外は全 て廃止の見込み。

※押印見直しマニュアル 28 頁

「地方自治法 234 条 5 項があるので、契約書への押印は廃止しませんが、 契約書以外の見積書,請求書,領収書には押印を不要としました。」

【4】「署名がある場合には津市会計規則27条5項を適用するよう」各部署へ指示が必要

民事訴訟法 228 条から「署名があれば会計規則 27 条 5 項が適用される」のは当然のこと と思われます。

現在、戸籍届では押印は署名で代替されており、

死亡診断書では医師の署名のみになっています。 (当面のあいだ記名+押印でも良い。) また、出生証明書では「記名だけでよい」ことになっています。

津市職員は「進歩するために最初に必要な、絶えず変化を求める気持ちと不満 (押印見直 しマニュアル 35 頁)」を持ち合わせていないようです。 何の疑問も持たず「津市会計規則 27 条 4 項の押印」にアンダーラインを引いて送り返してきます。

彼らを正しい方向に向かわせるのは法務室ではないでしょうか?

津市会計規則 27 条 4 項が改正されるまでには時間がかかります。 それまでは 27 条 5 項で 27 条 4 項の不備を補うべきではないでしょうか?

以上、詳しくは当方の HP で公開しています。 ご参照ください。

また、法務室からの回答があれば (回答がなかったことも含めて)公開していきますのでご了承ください。

※警備員の杜「呆れる津市の印鑑行政」

※X「●pk034 署名があっても認印がないからダメ!」





以上